

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第9号」「その他②」「その他③」については、後日公表されるものであること、「議題第10号」については、人事に関するものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和4年度5月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 臨時代理報告第2号 「県議会に提出する教育に関する事務に係る議案」について

教育政策課長、高校教育課長、スポーツ振興課長、特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

高木委員

7ページの情報モラル教育推進事業にあります、DX戦略会議の中核教員やアドバイザーはどのような方が選ばれるのですか。

教育政策課長

スーパーティーチャーの方の中で、情報端末利用促進のリーダー的な役割を高校で担い、先進的な取組をされている方をお願いしています。

島原委員

私も7ページの情報モラルの事業についての質問です。DX会議の目的や検討内容について教えてください。情報化社会が進んでいく中、追従するだけでなく学校はどうあるべきかを考えていくべきではと思いましたので質問いたしました。

教育政策課長

検討内容ですが、昨年教育委員会にて、教育の情報化推進プランという形で今後4年間の県内の情報化を進めるためのプランを策定したところです。これは「児童生徒の情報活用の育成」「評価指導におけるICT活用の推進」「校務の情報化推進」「新しい教育様式の確立」の4つの項目で構成されています。今回のDX戦略会議ではこの推進プランに基づいて、教育の情報化全体の進捗管理や進め方、政策的なところの検証・評価・アドバイスを総合的に行います。

島原委員

情報化社会が進んでいく中で、得られるものがまだ見えない部分もありますが、社会の動きをしっかりと踏まえつつ、生徒にも自分たちが情報化社会をどうやって創って、参加していけばよいのかをしっかりと考えさせるのも教育の中で必要ではないかと思います。それが一番大事だと思いますので DX戦略会議の進捗も教えていただき

方向に関しても何か意見を言う場があればと思います。

柳委員

同じく情報モラルの事業についての質問です。モデル地域（国富町）の取組を中心に広く普及させるとあります。広く普及させることはとても大事なことと思いますがその具体的な方法は今の段階で何かありますか。

教育政策課長

モデル地域を国富町としていますが、ここで授業公開をするほか、使用された教材や指導方法の記録をとって県内の学校に展開できるかたちにしていきたいと考えております。また、7ページにあります高校生情報モラル基礎講座もワークショップ、イベント、県内一円にはオンライン開催を行うといった方法で普及を進めていきます。

柳委員

地域指定をしながら、一方では県全体での取組も考えているということで安心しました。どうしても地域指定をした際にそのモデル地域で終わりがちになってしまうところがありますので、是非県全体に広めてください。のびよみやぎきっ子やみらいみやぎき学び隊などの広報番組での紹介や、貴重な授業のセンターのホームページへの掲載があれば皆さんと活用できることが広がりにつながっていくと思います。

高木委員

子供達が自分で考え、解決できる力を身につけるということが大きな目標となるわけですが、情報教育に対しての考えに生徒や児童生徒の声も反映してほしいです。公募をしているとか、取り入れているといっても大人だけの考えとなってしまうと肝心の生徒達を置いていってしまうのではないのでしょうか。その辺に関しての考えや、取り組んでいることがあれば教えてください。

教育政策課長

重要な御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり情報モラルは一方向的に伝えるだけでなく、最終的に子供達が社会に出てどう考え、行動するべきかというところも非常に大切です。具体的には事業の中では国富町の高校生が小学生に講座をする際に子供達の意見を聞きます。また、高校生情報モラル基礎講座では各県立高校の代表生徒を2名ずつ集め、そこでオンライン等で協議を進め、成果を発表する様子を全校生徒、全ての学校にオンライン中継するかたちで子どもたちが自ら学べるかたちで事業を進めていきます。

教育長

情報モラルは非常に大事でございますので、国富町と協力しながら県全体で進めていきたいと思っております。情報を見極めるリテラシーの力は人権や著作権など多岐にわたるものです。また報告させていただきます。

松山委員

8ページ9ページについて、多様な学び（地域社会に関する学び）とありますが、

多様なのか地域社会に限るのかがわかりにくいので、説明をお願いします。

高校教育課長

令和3年の中教審答申をきっかけに学科の弾力化、普通科改革が言われました。普通科とは国語や数学など画一的な、決まったことを教える学科であるため生徒の能力や適性に即していないのではないかと言われた結果、令和4年4月から新しい学科の設置が可能となりました。宮崎県で展開しようとしているのは、普通科の枠の中で地域の方々、資源、歴史などを取り入れて、新しい学びを作っていくことです。例えば生徒が1週間フィールドに出て、学校の外で学びをするような「超探究の日」というものも学校は考えておられるようです。そういった学びの中で、様々な生徒の興味関心をベースとした授業展開をしていきたいということで多様な学びとしております。この多様な学びは、学際領域に関する各科、または地域社会に関する学科のどちらかということで、二つ選択肢がございまして、飯野高校は、その中の地域社会に関する学科の学びを研究していくというところに手を挙げたということです。

松山委員

感想ですが、この地域社会に関する学び、多様な能力・関心に応じて進めていただくのは素晴らしいことだと思います。人生の今後の流れ、どういったところに結びついていくのか、そういった視点を特に進学される生徒、保護者に説明していただきたいです。3年間学んで、人間性だけでなくどういった実力がつくのか、進学先があるのかというのは高校教育として大事だと思います。その辺の配慮をお願いしたいと思いました。

高校教育課長

それも大事な視点で、教育課程の中の活動ですので、最終的にはしっかりとした学力がついているものでなければならないと思います。生徒等もこの中で、批判的思考力等の力をつけて、それが最終的にみずからの人生或いは進路に繋がるようなものになるように、しっかりと研究して検証してまいります。

教育長

実際にえびの市の飯野高校はこれまでも様々な取組をなさっています。地域の課題が自らのキャリア形成に関わっていくことが実際にもう起こっておりまして、間違いなくキャリア教育になっています。社会における自分の役割をそこで見つけ、育てて、それをもうすでに職業にしている、あるいはそういった進学のために勉強を始めたという子供達が先輩としても高校にいます。レガシーを活かしながら、さらに充実を図ろうとする取組です。

柳委員

「関係機関との連携協力体制の整備」の部分にコーディネーターの配置とありますが、地域・行政・高校を結ぶ上で人の配置はとても重要で役割が大きいと思います。このコーディネーターの方はどのような人材を考えているのかを教えてください。

高校教育課長

おっしゃる通り今回、このコーディネーターの配置というのが非常に大きなポイントになります。学校の中、教育課程の内部まで従事して入っていただき、例えば学校に常駐し職員会議等にも参加していただく一方で、学校外では地域人材の発掘や育成等までしていただきます。改めてこの事業が認められた後、学校と協議し、マネジメントが可能な人材を確保したいと考えています。

高木委員

この多様な学びの事業ですが、②の「関係機関と連携協力体制の整備」に案として「コーディネーターを核とした連携・協働体制」があります。この体制と既存のコミュニティ・スクールとの関係はどうなるのでしょうか。一体化するのか別のものとなるのでしょうか。

高校教育課長

飯野高校はコミュニティ・スクールを実践してきており、地域との連携協働という点では重なる部分も大きいです。一方でいわゆる探究的な学びのコーディネーターという部分でいいますとまだまだ専門性があるコーディネーターの配置というのはできておりませんので、この部分を新しい事業の中で検証し、これまでのコミュニティ・スクールの枠組みを活かしつつ更に踏み込んだかたちのコーディネーターを置いて研究ができると思っています。

高木委員

おっしゃることはよくわかりますが、コミュニティ・スクールや学校運営協議会のメンバーと、市民の会の方々と重複することで忙しくなったりしないでしょうか。既存のものを上手に使うといっても内容的に違う部分もあると思います。その辺を調整しながらも、教員の先生方の負担にはならず、学びになるものになっていくと良いと思いました。

高校教育課長

文科省からもできるだけ既存のものをうまく使うよう言われています。ありがたいことにえびの市では地域ぐるみの市民の会を作っていており、非常にしっかりした団体があります。地域連携コーディネーターはその事務局長のようなかたちで位置づけられることになるかと思えます。こういった部分が研究していく対象になる部分でありますので、先生方の働き方改革の観点も含めて、できるだけ負担を軽くできるような体制を作っていきたいと考えています。

木村委員

18ページの支援事業について、大体何校ぐらい、どれくらいの数の支援を予定されているのかを知りたいです。

特別支援教育課長

対象としている学校につきましては、特別支援学校が県内13校、そのうち寄宿舎のある学校が、明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校、そしてみやざき中央支

援学校、延岡市しろやま支援学校の4校でございます。高等学校につきましては、給食を行っている宮崎東高等学校の定時制が対象です。地域生徒寮・学校寮がある学校もありまして、そこも対象としています。

島原委員

多様な学びの事業、非常に素晴らしい構想だと思います。これから本当に必要になってくるものだと思いますので、宮崎の教育の新たな魅力につなげていただけたらと思っています。だからこそしっかりした組織を作り継続して実績を残せるようにしないといけないと思うのですが、予算額550万円の内訳を教えてください。

高校教育課長

およそ300万円が人件費です。コーディネーターの給与や保険などの部分で活用します。残りの200万円が事務局を動かす費用などの、実際の活動に使う費用になります。

島原委員

最初は小さく始めるということかもしれませんが、例えば上の段に書いてあるデザイン思考などをやろうと思えば、かなり施設面でも拡充をしながらやっていく必要があると思います。キャリア教育もそうですが、どこに事務局を置いて、どういう人が関わって、どういう施設を使うかを決めて実行して、推進力に繋がっていくような気がします。本当に素晴らしい計画だと思いますので、しっかりとどのようにやっていくかを思い描きながら、予算化していただければと思います。

高校教育課長

国の事業としてまずは始めさせていただいたところです。成果は令和6年度にしっかりまとめる方向ですが、それまでに地域の人々の様々なご意見等を集めて、ニーズ等をしっかりと押さえていく必要があると思っています。そういう部分をしっかり検証した上で、令和6年度を一つの目途に、また次の発展的な形に果たしていくのかどうかもこれから検討してまいります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 議題第8号 新宮崎県体育館管理規則の制定について

スポーツ振興課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

利用申込書等の様式が添付されていますが、書面のみの手続で、オンラインでの手続はないということでしょうか。

スポーツ振興課長

現在、県体育館、県総合運動公園の申込書も全てこのかたちの紙ベースです。今のところオンラインは準備をしておりません。

柳委員

12ページの条例その2の(4)、現在の負担を利用する「児童・生徒」の定義を次のように改めるといふ部分が、在学する者及び未就学の者となっていますが、この利用申し込みの方の利用者区分には未就学の者の欄は入っていないのはいかがかと思われました。

スポーツ振興課長

ありがとうございます。再度、事務局の方で確認を取っていきたいと思います。

高木委員

災害時に利用される想定についてです。利用料の減額についての記載はありますが大きな地震が起きて津波の恐れもある際、避難された方々が体育館を使用することも想定されているのですか。またその場合は、指定管理者がすべての業務をとり行うのか、それとも行政機関が行うのか、その辺のすみ分けがされておられるのかも教えてください。

スポーツ振興課長

避難所は市町村が指定します。この体育館の管理運営等を指定管理者にお願いするにあたっては延岡市と協議をしながら進めていますので、その中で、ここを避難指定避難所に指定をするのかどうか、指定されたときの運用について、延岡市がどう関わってくるのかについては確認を取りながら利用者にもしっかりと説明ができるような形をとっていきたいと考えています。

教育長

先ほど柳委員より質問のありました利用者申込の件です。第2条関連の様式に修正を加えたものを改めて議案第8号として諮りますが、よろしいでしょうか。

教育長

よろしいですか。

では、この件については未就学の者まで書き加え、再整理した案のとおりで決定いたします。

◎ その他① 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針について

教育政策課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

では、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、7月21日、木曜日、14時からとなっておりますので
よろしくお願ひします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(14 : 50)